

事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 18 日

関 係 各 位

国土交通省東北地方整備局
酒田河川国道事務所長
(公 印 省 略)

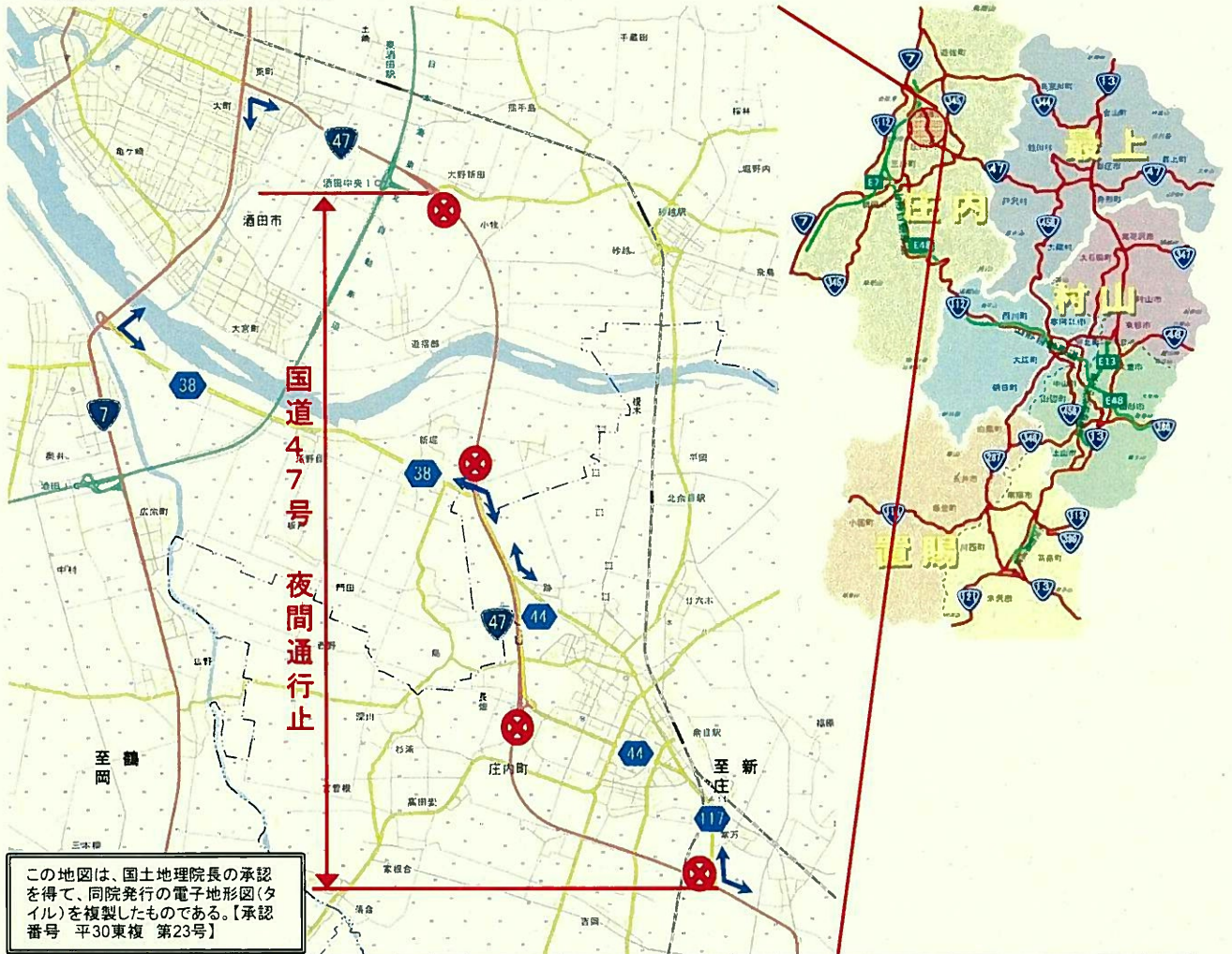
国道47号の通行規制について(通知)

平素より、国土交通省行政に関しましてご理解と特段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、道路法第46条の規定に基づき、別紙のとおり通行規制を行うので通知します。

国道47号（余目東交差点～酒田中央交差点） 夜間通行止めのお知らせ

国道47号の道路附属施設設置工事のため、**夜間全面通行止め**を行います。
迂回路は**県道117号、県道44号、県道38号及び国道7号**をご利用ください。
ご理解とご協力をお願いいたします。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。【承認番号 平30東複 第23号】

規制区間	山形県東田川郡庄内町常万 <small>ひがしたがわ しょうない じょうまん</small> ～山形県酒田市大野新田 <small>さかた おおのしんでん</small> (余目東交差点) (酒田中央交差点)
規制内容	夜間全面通行止め(上下線) ※ 消防・救急等の緊急車両は通行可
規制期間	自 平成31年 3月12日(火) 21時00分 至 平成31年 3月13日(水) 6時00分 【予備日】 3月13日(水) 21:00～3月14日(木) 6:00 及び 3月14日(木) 21:00～3月15日(金) 6:00
迂回路	県道117号、県道44号、県道38号及び国道7号 ※酒田市内から、日東道及び平田・松山方面への通行は可能です。

◎お問い合わせは
 国土交通省酒田河川国道事務所 道路管理課 TEL 0234-27-3331
 // 酒田国道維持出張所 TEL 0234-34-2331
 日本道路交通情報センター(山形センター) TEL 050-3369-6606